

意見書案第 2 号

令和 3 年 3 月 1 6 日提出

松山市議会議員 小 崎 愛 子

田 淵 紀 子

杉 村 千 栄

梶 原 時 義

令和 3 年 3 月 18 日 否決

保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善及び処遇向上のための必要な措置を求める意見書について

保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善及び処遇向上のための必要な措置を求める意見書を次のとおり提出する。

#### 記

保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用促進ではなく、保育所職員の配置基準改善及び処遇向上のための必要な措置を求める意見書

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育施設では、感染予防対策をしながら子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われているが、保育士等の精神的・肉体的な負担は大きく、保育士不足に拍車をかけている。これらを改善し、質を確保した保育の受け皿を増やすためにも職員の増員と処遇の改善が急務である。

しかしながら国は、「新子育て安心プラン」において、待機児童がいる自治体限定で、保育所において「各クラスで常勤保育士 1 名必須配置」としているところを、それに代えて 2 名の短時間（パート）保育士だけで担当できるとする緩和を実施しようとしている。パート保育士が増えれば、常勤・正規職員の負担がさらに増すなどの問題が生じ、クラス担任はすべてパート対応で構わないとなれば保育の質低下は免れない。

また、小学校においては、2021 年度より順次 35 人学級が実現することになり、さらなる少人数学級の推進が課題となっている。にもかかわらず、小学校よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所の 4・5 歳児の配置基準（子ども 30 人に保育士 1 人）は 72 年

間変わらないままであり、改善の検討もされていないことは由々しき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍の中で、保育所の重要性は一層明らかになり、職員の増員、処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっている。今こそ、国が責任をもって改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 保育士の全面パート化につながる短時間勤務保育士の活用で保育士不足の解消を図るのではなく、常勤職員を確保・増員できるよう処遇を改善すること。
- 2 保育所等の職員配置基準や公定価格の引き上げなど、保育士等職員の処遇を改善するための必要な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

文 部 科 学 大 臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）